

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※3)を開始

※3: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2022年度は約81億円を予算計上。

◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の徴収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※4)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを始めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 広域連携DMO, 地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③ DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ① 国際観光旅客税の大半は、2022年度においても前年度と同様に国主導の取組(文化資源の活用や国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 ⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

地球温暖化現象や消費志向の変化、食料安全保障や農林水産漁業者の減少など、農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することで、次代を担う意欲ある担い手の新規参入や経営体の規模拡大が進む魅力ある産業に資する施策を推進していくこと。

1 農業基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

- 持続可能な農業生産の実現に向け、担い手がスマート農業技術を活用しながら生産性を高めることができる農業基盤の整備や、施設の突発事故や豪雨などによる農業経営への影響を最小限に抑える保全対策などへ必要な予算を確保すること。

2 農地中間管理事業に係る継続的な予算の確保

- 本事業は、農地の集積・集約化のみならず、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献している。その一方で、農地中間管理機構が預かる農地が増え続けているため、貸借条件等の変更手続きや令和6年度以降に急増する更新事務に対応するために必要な予算を継続的に確保すること。

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化

⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

3 水産業振興における総合対策の推進

- 豊かな水産資源を育み、持続可能な水産業を確立するため、広域回遊魚種に係る資源管理の推進について、引き続き、国が主体となり取り組むとともに、適切な栄養塩類管理を行うため、県が策定することができる「栄養塩類管理計画」など、海域の生産力向上に資する地方の取組に対し、必要となる科学的知見を整理して提案すること。
- 担い手の確保・育成支援策について、就業までの研修制度に加え、就業後、経営が安定するまでの支援制度の充実を図ること。
- カワウなどの野生鳥獣による魚類食害対策については、県・地方を越えた広域的な情報収集を行うとともに、効果的な対策を推進すること。

【提案先省庁:財務省,農林水産省】

2 Lx(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化

⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

1 農業基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

現状/広島県の取組

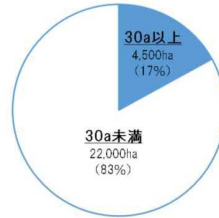
- 担い手が収益性の高い園芸品目を安定して生産し、規模の拡大へつなげることができるよう、生産品目の「品質と収量の確保」と「生産経費の削減」が実現できる農業基盤の整備に取り組んできた。
- こうした基盤整備を契機として、県内外から担い手が定着するなどの効果が発現している。

農業農村整備事業（大区画化、排水対策）を契機として活力ある農村地域を形成



課題

- 広島県の農地は、区画が小さく、また、ため池など小規模な水源と開水路で構成されていることが多いため、スマート農業技術を導入しにくい状況にある。



整備済農地の区画



農地の特徴

- 農業用施設の劣化による突発事故や豪雨による農地の崩落などの被害が増加しており、担い手が目指す経営発展への支障となることが懸念される。



ぶどう産地における突発事故の状況(三次市)

2 農地中間管理事業に係る継続的な予算の確保

現状/広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

	令和5年度
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。
- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。
- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

2 Lx(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化

⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

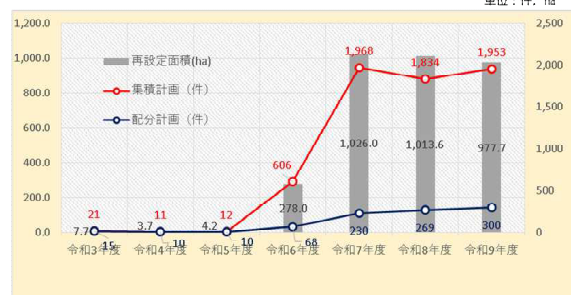
課題

- 農地中間管理機構が預かる農地は増加し続け、貸借条件等の変更手続きが年々増加している。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
転貸面積(累計)	380ha	1567ha	2545ha	3485ha	4220ha	4610ha	5093ha	5559ha	5559ha
変更面積(単年度)	1ha	272ha	309ha	347ha	478ha	638ha	453ha	697ha	3195ha
変更率	0%	17%	12%	10%	11%	14%	9%	13%	57%

- 令和6年度以降、貸借期間が終期を迎える農地が急増するため、新規の貸借手続きに加えて、契約更新に係る事務が発生する。

【農地利用権再設定見込】



- 農地中間管理事業を活用した農地集積を進めるためには、事業推進に加えて煩雑な事務手続きに対応できる体制が必要。

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

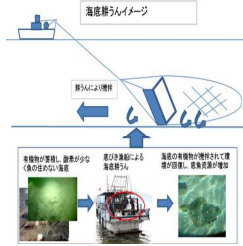
(4) 産業競争力の強化

⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

3 水産業振興における総合対策の推進

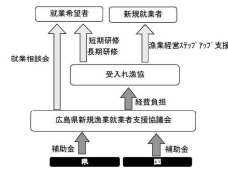
現状/広島県の実践

- 水産資源の回復を図るためには、持続可能な水産業の確立が必要であり、資源管理と種苗放流、藻場・干潟の造成や、海底耕うん等による水産資源の増大などに取り組んでいる。



- 減少する担い手の確保・育成対策として、

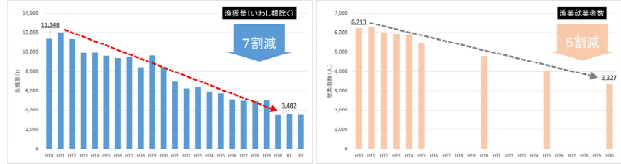
⇒ 就業に必要な知識を習得する研修への支援、操業技術の習熟度を上げる操業実践研修



- 食害被害を及ぼすカワウへの県内での対策として、銃器による捕獲、卵のドライアイス処理による繁殖抑制、テグス張りによる追い払いなどに取り組むとともに、中国5県で連携した、被害防除強化月間中における追払いなどを行っている。

課題

- 本県の漁獲量(いわし類を除く)は、平成10年から7割減少し、現在は約3,500トンまで低下している。
- また、漁業従業者についても、同期間で5割減少し、現在は3千名程度まで減少している。



- 改正瀬戸内法により、窒素やリンなどの栄養塩類濃度を県が管理できる制度が設けられたが、栄養塩類濃度と水産資源の因果関係が明らかにされておらず、栄養塩類に対する有効な対策が実施できていない。
- 担い手の確保・育成については、「経営体育成総合支援事業」により、漁業長期研修への支援は行われているが、漁業就業後、経営が軌道に乗るまでの間の支援制度がないことから、着業後の経営が安定せず、廃業につながるなど、新規就業の定着における障壁となっている。
- カワウへの対策については、中国地方以外から飛来してくる個体も県内の被害に大きく影響していると考えられ、中国5県だけの連携体制では対応できない。
- タチウオなどの広域回遊魚種の減少要因が不明確であり、対策が実施できていない。

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態, コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど, 定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で, 新たな地方創生を展開し, 東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上, 東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い, 地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど, 国民の意識・行動の変容が見られる今, 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに, コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して, 財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても中小・中堅企業の攻めの経営を促進するため, 新事業展開等に必要な即戦力人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を, 地方における社会インフラとして存続させること。

【提案先省庁:内閣府, 厚生労働省, 経済産業省】

現 状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は、2011年以降10年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2021】

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

【地方拠点強化税制】～令和4年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和6年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び対象施設の整備期間の延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし

現状／広島県の取組

- 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置
 - ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和4年3月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	70,363	15,964
広島県	2,525	590(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,313件

- プロフェッショナル人材受入コストの支援
 - ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和4年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
補助件数	20	33	34	40	53	39	219
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	89
割合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	40.6%

令和3年度は、前年度に引き続き首都圏からのプロ人材の転職・転居が17件(43.6%)と、高水準で推移。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課 題

- プロフェッショナル人材事業は着実に成果を挙げているとの評価であるが、約8万人(2021年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- 新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏などへの人口集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取組が重要である。

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(6) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープに応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しを行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することに加え、国と地方が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けること。
- ・ 計画策定事務をはじめとし、法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付け、確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁:内閣府】

2 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (6) 地方分権改革の一層の推進

現 状／課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

新型コロナウイルス対策では、保健所を巡るガバナンスが複数存在することで、国と地方の役割分担が曖昧になり、保健所の負担となったことが明らかになっている。国・地方それぞれにおいて、ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲は異なることから、役割分担の抜本的な見直しは急務。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 分野別分科会の設置に加え、国と地方が率直に意見交換できる場が必要。
- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和3年の衆議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（冷暖房の設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府，文部科学省，厚生労働省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

- 救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。
- 法の適用（平成30年7月豪雨災害）

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町
救助内容	避難所の設置，応急仮設住宅の供与，食料・飲料水・生活必需品の給与，医療，住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

- 過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。（被災者生活再建支援法第3条2項）

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和3年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
 - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
 - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援（戸別訪問による健康管理・精神保健活動など）を救助の対象に追加
 - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備（冷暖房の設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和4年度予算要求の状況

- ◆ 防災対策の充実（災害復旧・復興）（内閣府）
45億円（前年度比77.3%）

3 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援額	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 地域医療体制の確保

国への提案事項

1 地域医療構想の加速化に向けた財政支援の拡充

(1) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 地域医療構想の実現に向けて、病院再編に伴い必要となる財務上の経費を起債の対象とし、所要の財政措置を講じること。
- 公立病院の機能分化・連携強化に係る病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置について、措置率を拡充すること。

(2) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携を加速化するため、複数医療機関の再編統合時に支給される統合支援給付金の単価の嵩上げ、及び財政支援制度を継続すること。
- 複数の医療機関の統合に伴う、病院の移転や経過的な運営形態による、営業上の損失への補填などに活用可能な自由度の高い補助メニューを追加すること。

2 医療分野デジタル技術の活用による医療提供体制の構築

- 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域の診療体制を維持するため、遠隔診療の補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要な機器整備への補助制度の創設など、効果的・効率的な医療提供体制の構築への財政支援を行うこと。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速化に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数：2014年 54か所→2019年 59か所
- 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：
2002年→2018年 88.5%(全国 107.5%, 広島市 96.8%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：7.5%
…政令市のある都道府県ワースト5位/16
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏)：
急性期 828床、回復期△2,120床

【参考】広島県における病床機能別病床数

区分	2014年7月1日 (病床機能報告)	2020年7月1日 (病床機能報告)	2025年必要病床数 (暫定推計値)	過不足 ②-③	
	①	②	③		
広島県	高度急性期	4,787	3,944	2,989	955
	急性期	14,209	12,348	9,118	3,230
	回復期	3,284	5,854	9,747	△ 3,893
	慢性期	10,368	8,423	6,760	1,663
	休養等	323	784		784
	計	32,971	31,353	28,614	2,739
広島医療圏	高度急性期	2,858	2,316	1,585	731
	急性期	5,591	5,070	4,242	828
	回復期	1,400	2,386	4,506	△ 2,120
	慢性期	4,213	3,226	2,730	496
	休養等	118	333		333
	計	14,180	13,331	13,063	268

広島県の取組

- 広島都市圏を中心とした医療機能の分化・連携により、医療資源や様々な症例を集積することで、県民に高度な医療を提供する。
- 地域において核となる拠点病院への医療人材の供給・循環の仕組みを構築することにより、中山間地域における持続的な医療提供体制を確保する。
- 令和3年度に広島大学、広島県、広島市、広島県医師会の4者で構成する広島県地域保健対策協議会・保健医療基本問題検討委員会において「高度医療・人材育成拠点ビジョン」を策定した。

課題

- 新たな病院を整備した場合の、財務整理において県からの多額の出資が必要となるのが課題となっている。
- 地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の加速化には、関係医療機関への動機付けとして、統合支援給付金の嵩上げや、地域医療介護総合確保基金による自由度の高い財政支援措置が求められるが、十分な支援制度となっていない。

【公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債(特別分)	元利償還金の40% 【参考】通常分 元利償還金の25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速化に向けた財政支援の拡充

高度医療・人材育成拠点ビジョン～みんなの病院構想～(広島県地域保健対策協議会・保健医療基本問題検討委員会提言)の概要

1 目指す姿(10年後)「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」

全国トップレベルの高度・専門医療や最先端の医療を提供できる中核的な機能を整備し、県民に高い水準の医療が提供されている。

また、こうした高度な医療や様々な症例の集積、医育機関との連携・協働を進め、魅力ある医療現場として若手医師に選ばれることで、新たな医師等の育成・派遣の拠点として、県全域の医療提供体制が確保されている。

2 広島県の医療提供体制の現状・課題(主なもの)

- がんと心疾患の死者数は漸増傾向 ○ 無医地区数は、全国ワースト2位
- 若手医師が減少 ○ 救急搬送困難事案の割合が高い
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足(地域医療構想)

3 拠点に期待される役割

- 高度・急性期医療を担う基幹病院として、救急・小児・周産期・災害医療・感染症への対応など、県民の医療需要に応える。
- 広島都市圏を中心とした医療機能の分化・連携により、医療資源や様々な症例を集積することで、県民に高度な医療を提供する。
- 地域において核となる拠点病院への医療人材の供給・循環の仕組みを構築することにより、中山間地域の医療を守り、持続的な医療提供体制を確保する。

4 拠点に求められる高度医療機能

救急救命センター、小児救命救急センター(中国地方初)、総合周産期母子医療センター、がん治療センター、脳心臓血管センター、脳卒中センター、児童精神科、精神科救急、新興感染症等の感染拡大に備えた体制、災害に備えた体制(災害拠点病院)、デジタル技術やデータの活用

5 拠点に求められる人材育成・派遣機能

- キャリア支援センター(仮称)⇒ ライフステージに配慮
- 総合診療医の育成 しながらキャリア形成を支援

6 拠点の整備に向けて

- 県民に高い水準の医療を提供するとともに、県全域の医療体制の確保に向けた医師等の育成・交流の拠点として、医療資源の集約による、急性期医療を中心とする新たな病院の整備が必要である。

規模:1,000床程度 建設候補地:広島市東区二葉の里

- 地域の医療機関全体で一つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を効率的に提供する「地域完結型医療」を実現するため、機能分化と連携を進める必要がある。

[機能分化・連携の深化を検討する医療機関]
広島大学病院、県立広島病院、広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、広島赤十字・原爆病院、広島記念病院、吉島病院、マツダ病院、中電病院、JR広島病院、HIPRAC

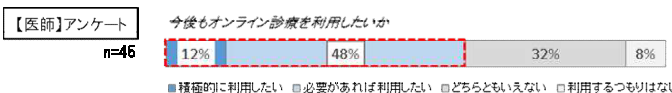
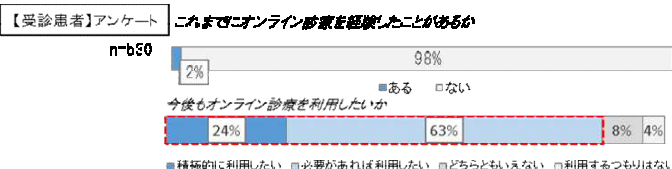
政策医療を担う「県立広島病院」と交通利便性の高い場所に立地する「JR広島病院」の統合による新たな病院の整備を検討してはどうか。

2 医療分野デジタル技術の活用による医療提供体制の構築

現状/広島県の取組

【新興感染症への対応】

- 新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、自宅療養中の陽性者のための臨時医療施設「広島県オンライン診療センター」を令和4年1月14日に設置し、同年3月22日までに、延べ4,429人のオンライン診療を実施している。
- アンケート調査の結果から、センター受診前のオンライン診療の利用率はわずか2%であった一方で、患者・医師ともに、継続利用のニーズは高い。



【医療資源が少ない中山間地域での対応】

- 中山間地域で、広域かつ医師不足に対応するため、令和3年に患者の自宅近くの集会所と病院をオンライン(DtoP WithN)でつなぎ、診療を試行した。
- 令和3年8月、大雨による土砂崩落により基幹道が通行止めとなったが、上記の仕組みを活用して医療を提供することができた。



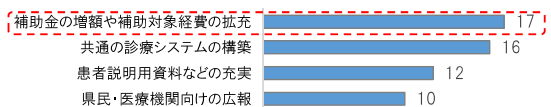
3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 地域医療体制の確保

課題

- 遠距離や接触に伴う診療上の課題解決のためにも、患者が必要時にオンライン診療を選択できる体制づくりが必要。
- オンライン診療の導入にかかる初期費用の負担が、導入を阻害する要因の一つになっている。医療機関へのアンケート調査においても、補助金の増額や拡充を望む声が多かった。

県に対する要望・提案について(複数選択可) n=36



- 遠隔診療の機器整備においては、医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)の国庫補助制度があるが、医療機関側の負担が大きいことなどから、活用が進んでいない。

【医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)概要】

基準額	補助率	課題
遠隔画像診断(16,390千円)	1/2	補助率が1/2であるため、医療機関の財政負担が大きい。

3 安心・安全な暮らしづくり

(3) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数、受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したデータフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(3) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組

- 全国健康保険協会と連携し、職域におけるがん検診の受診勧奨を実施
- 市町の受診勧奨を支援（効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備等）



現状

- がん検診受診率の低迷（R元 国民生活基礎調査）

	胃	肺	大腸	子宮	乳
広島県	41.3%	45.9%	41.0%	43.6%	43.9%
全国	42.4%	49.4%	44.2%	43.7%	47.4%

課題

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

目標

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)

3 安心・安全な暮らしづくり

(4) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 国の交通政策の根幹としての鉄道ネットワークのあり方

- JRについては、国鉄改革時に、当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるように制度設計された。この事業構造が維持できないということであれば、単に路線を廃止して縮小均衡を図るのではなく、JRのあり方そのものや地域公共交通のあり方に立ち返り、今後の鉄道ネットワークの方向性について、国が中心となって示すこと。
- 民間企業であると同時に全国的な鉄道ネットワークを担うJRの取扱いにあたっては、不採算区間のみを切り出して扱うことや、採算・収支を過度に重視した市場原理主義のような発想に陥ることのないようにすること。
- 地方ローカル線の廃止や著しく利便性を欠く減便は、通学・通勤・通院など中山間地域における生活を困難にし、地域そのものの衰退を加速することが強く危惧されるため、地方切り捨てにならないよう、一部の地方ローカル線の収支のみを問題視しないこと。

2 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- コロナ禍の影響による利用状況の変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援すること。

3 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(4) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

現状

【JR西日本の現状】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収益が悪化（2020年度決算：2,332億円の赤字）
- 令和3年12月、平均通過人員2,000人/日 未滿の線区について見直しの方針を表明。また、令和4年4月には当該線区の収支を公表。※JR西日本営業キロの約3割が該当

【国の現状】

- 国交省鉄道局が「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」を開始
- 目的は「鉄道特性の発揮が難しい線区については、輸送モードの転換も視野に入れて地域モビリティの刷新に取り組む」としており、令和4年5月にとりまとめ案を示し、7月に結論を出す予定。

（国鉄改革の経緯）

H13.4.10衆院本会議 国土交通大臣答弁（抜粋）
「ローカル線の廃止につきましては、（中略）JRについては、国鉄改革時に、当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるように事業用固定資産の継承等を行ってきたという経緯を踏まえる必要がございます。」

【広島県の現状】

- 本県、庄原市、岡山県及び新見市は、JR西日本の申入れ（令和3年6月）を受けて、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を行っている。

広島県の取組

【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設（令和2年度）し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 令和3年8月、有志23道県が連携し、国交大臣に対し、地方の鉄道ネットワークを守る緊急提言を行った。
- 令和4年3月、鉄道局からの依頼により国の鉄道検討会（前述）に参加し、本県の現状、取組、提言について意見発表し、委員との意見交換を実施。

課題

- 継続的な利用者の減少やコロナ禍の影響で鉄道事業者の経営基盤が不安定化し、ローカル線の廃止が進むおそれがある。
- 国の鉄道検討会では、国鉄改革の経緯を踏まえた鉄道ネットワークの方向性についての議論がされず、利用の少ない線区のモード転換についての議論が進められている。

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進, ②空き家対策の強化, ③安定した公営住宅の供給, ④建築物の耐震化の促進〕
〔⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上, ⑥公園, 緑地等のオープンスペースの充実〕

- 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。
- 空き家対策に伴う補助対象の拡充及び補助要件を緩和すること。
- 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
- 建築物の耐震化に関する財政措置の充実及び補助対象メニューの拡充をすること。
- 再開発事業の着実な促進のため、継続的な財政措置を行うこと。
- 都市公園整備に係る財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充をすること。

2 制度等の改定

〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進, ②空き家対策の強化〕

- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

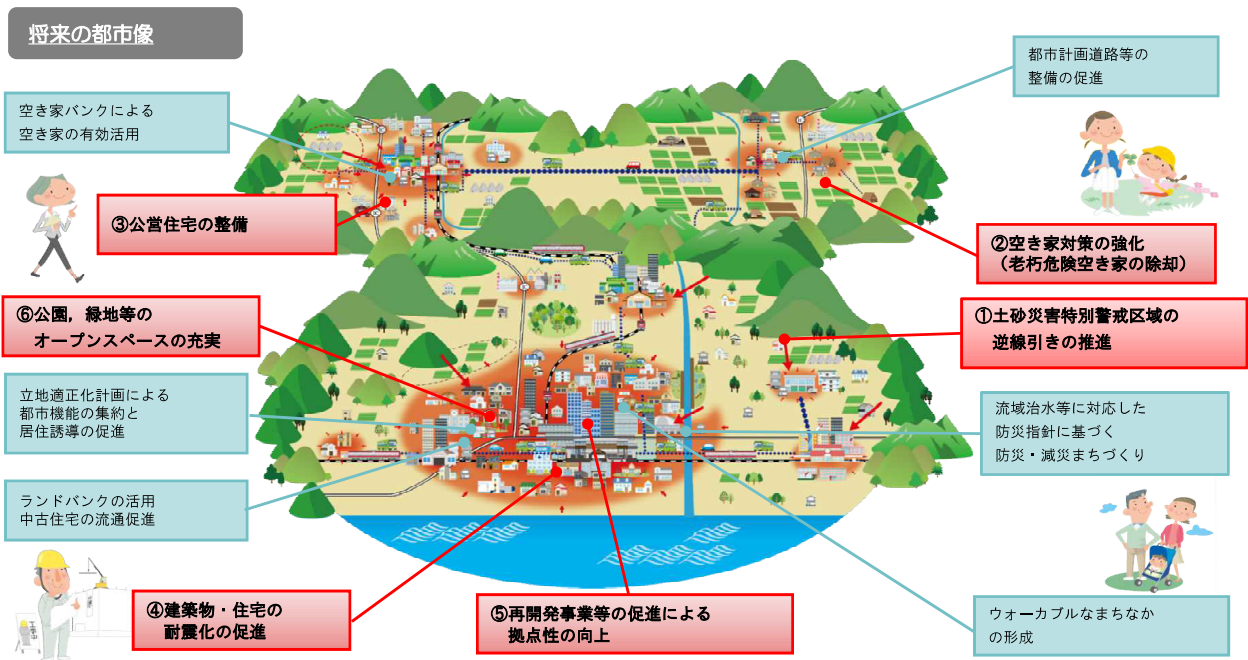
〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進, ④建築物の耐震化の促進〕

- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項



【提案先省庁:総務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 国土交通省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。 ○ 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きに係る手続きの円滑化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。
財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施 など

② 空き家対策の強化

特定空家等の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。 ○ 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。 ○ 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。
財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除却事業の補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。 ○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
都市部の中古住宅の流通促進に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部（居住誘導区域内）のスポンジ化の解消に向け、中古住宅の流通を促進し、新築と中古のバランスのとれた住宅市場を実現するためのインセンティブ策を拡充すること。

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

③ 安定した公営住宅の供給

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援	<p>都市の社会構造を維持していくために、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅を、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。</p> <p>高度経済成長期に集中して建設した公営住宅が、一斉に更新時期を迎えており、計画的かつ着実に建替事業の推進を図るうえで、事業費の確保が必要であるため、次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。 ○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。（現状は全国一律45%）
---------------------------	---

④ 建築物の耐震化の促進

民間建築物等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置（特別交付税の措置率の嵩上げ等）の拡充を図ること。
社会福祉施設等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。
国民への啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	○ 広島県の中核拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業を着実に推進するため、継続的な財政措置を図ること。
----------	--

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

財政措置の確保	○ 都市公園等の整備，都市緑化の推進などのための予算を確保すること。
補助対象メニューの拡充	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して，補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について，支援の一層の充実を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住(推計)
- 上記のうち，市街化区域内に約5.7千か所
 ⇒都市のコンパクト化を進めながら，災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要
 ※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
 12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
 ・都市計画区域全域において，土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止
 ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により，災害ハザードエリアにおける，地区計画の記載の充実や許可制度の創設など，土地利用規制に係る法整備が進められている

課題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では，逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており，一部の自治体で取り組まれているものの，全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより，私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は，土地所有者等に対し，取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明し，理解を得ながら進めているが，相続未登記で所有者が特定できない等により，全ての所有者への直接的な説明ができない状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため，都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに，手続きを円滑に進める必要がある。